

「量の見込み」と 確保方策について

平成26年9月



みんなが子育てしやすい国へ。
すくすくジャパン!



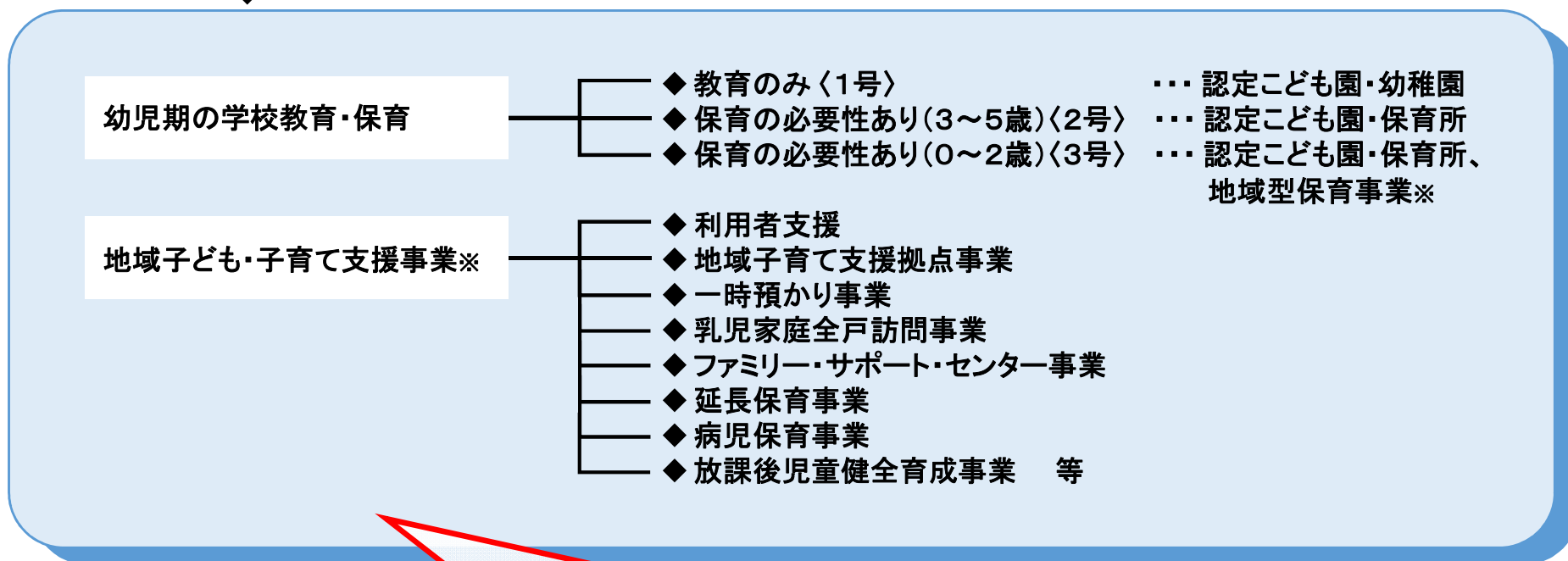
「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法 第61条第2項第1号(抜粋)より

教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、
特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載。



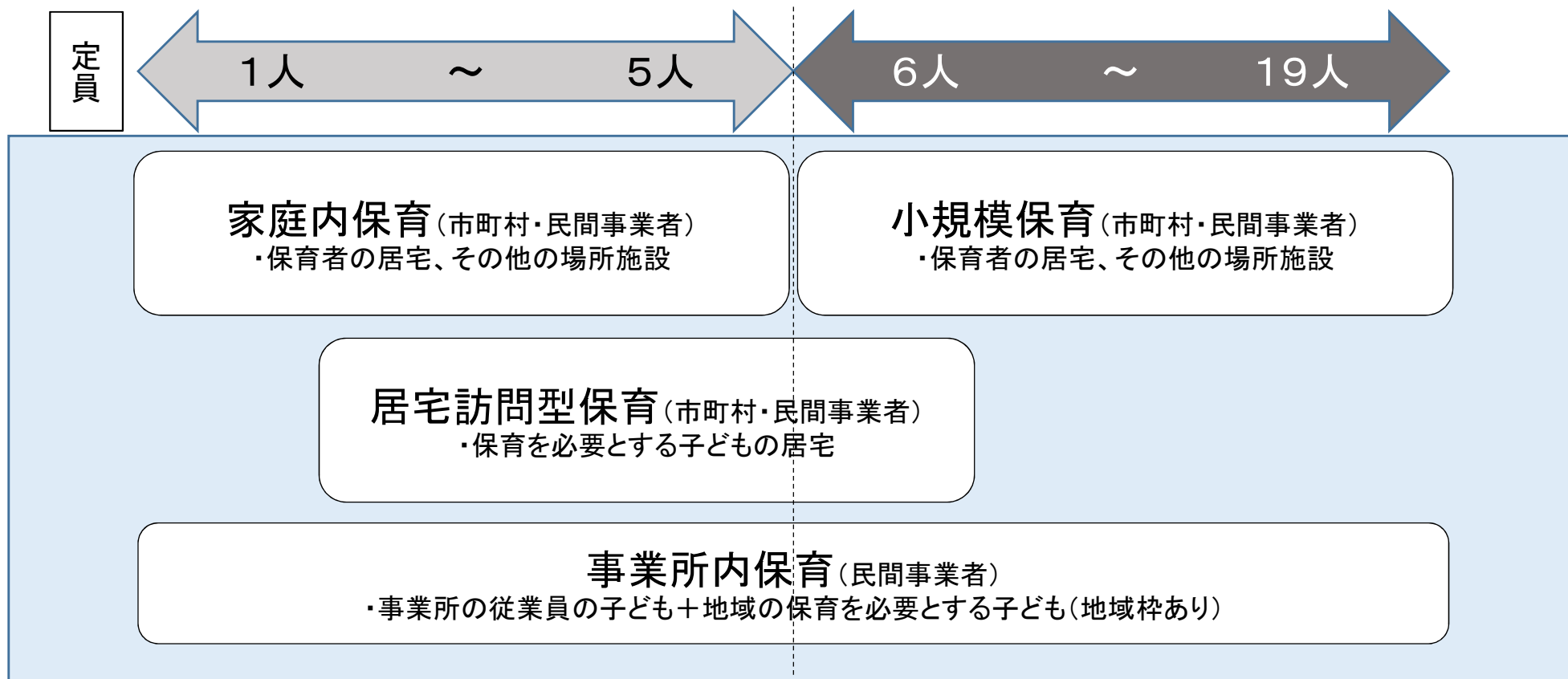
「量の見込み」(ニーズ量)をもとに「確保方策」(供給量の確保策)を設定する

(参考)地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

※都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。



(参考)地域子ども・子育て支援事業の概要

国の指針として以下の事業を実施することができるとされています。

<p>①利用者支援事業【新規】 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業</p>	<p>②地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p>
<p>③妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p>	<p>④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p>
<p>⑤-1養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p>	<p>⑤-2・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>
<p>⑥子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))</p>	<p>⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>
<p>⑧一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>	<p>⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業</p>
<p>⑩病児保育事業 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p>	<p>⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</p>
<p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>	<p>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>

「量の見込み」算出手順について

1. 平成27年～31年の0～11歳の人口を推計

平成20年度から平成24年度の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出した。
コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2. アンケートの集計結果による家族類型※の割合を算出

アンケートの保護者の就労状況についての質問より家族類型を分類

3. アンケート集計結果による教育・保育の利用状況及び利用希望の割合を算出

推計人口
×
家族類型の割合
×
利用意向率
=
「量の見込み」

4. 平成27年の人口推計及び現在の利用状況と利用意向率をもとに「量の見込み」を算出

(参考) 家族類型について

保護者の就労状況を以下の8タイプに分け、教育・保育の事業を対象者別に分類する

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月120時間以上 + 48～120時間 ※0～2歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5歳で、タイプC'以外の者
C'	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月48時間未満 + 48～120時間 ※0～2歳で、タイプC以外の者 ※3～5歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、認可保育所と認定こども園の利用を希望しない者
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム×パートタイム ※就労時間 双方が120時間以上 + 48～120時間 ※0～2歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5歳のうち、タイプC'以外の者
E'	パートタイム×パートタイム ※就労時間 いずれかが月48時間未満 + 48～120時間 ※0～2歳で、タイプC以外の者 ※3～5歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、認可保育所と認定こども園の利用を希望しない者
F	無業×無業

・分類表

父親		母親		パート・アルバイト			無業
		フルタイム	パート・アルバイト	120h以上	48～120h未満	48h未満	
フルタイム		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD	タイプD
パート・アルバイト	120h以上	タイプC	タイプE		タイプE'		
	48～120h未満	タイプC'	タイプE'				
	48h未満						
無業		タイプD				タイプF	

・家族類別事業

家庭類型	家族類型に関連する事業の分類
・タイプC' ・タイプD ・タイプE' ・タイプF	1. 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプA ・タイプB ・タイプC' ・タイプE'	2. 保育認定② (認定こども園および保育所) 3. 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
※ただし現在幼稚園利用	2. 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

確保方策について

子ども・子育て支援法 第3条第2項(抜粋)より

良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要
- ・地域子ども・子育て支援事業についても確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

量の見込みと確保方策のイメージ

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
	1号 3~5歳 学校教育 のみ	2号 3~5歳 保育の 必要性 あり	3号 0~2歳 保育の 必要性 あり	1号 3~5歳 学校教育 のみ	2号 3~5歳 保育の 必要性 あり	3号 0~2歳 保育の 必要性 あり	1号 3~5歳 学校教育 のみ	2号 3~5歳 保育の 必要性 あり	3号 0~2歳 保育の 必要性 あり	1号 3~5歳 学校教育 のみ	2号 3~5歳 保育の 必要性 あり	3号 0~2歳 保育の 必要性 あり	1号 3~5歳 学校教育 のみ	2号 3~5歳 保育の 必要性 あり	3号 0~2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容 認定こども園・幼稚園・ 保育所(教育・保育施設) 地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保 育・居宅訪問型保育・事 業所内保育)	300人	200人	80人	300人	200人	120人	300人	200人	160人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②-①	0人	0人	▲120人	0人	0人	▲80人	0人	0人	▲40人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
B区域	...														

- ①量の見込みに対し②で各年度の教育・保育事業必要量の確保内容を明記する。
- ②-①で不足分がある場合は、計画期間中に不足分を解消する整備または施策に取り組む。